

第1回国家戦略特区ワーキンググループ（議事概要）

（開催要領）

日時 平成25年5月10日（金）17:00～18:40

場所 内閣府庁舎5階 特別会議室

出席

<有識者>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授
委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション 代表取締役社長
委員 工藤 和美 シーラカンズK&H株式会社 代表取締役
東洋大学理工学部建築学科 教授
委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府 教授
委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<大臣・副大臣>

- 新藤 義孝 地域活性化担当大臣
西村 康稔 内閣府副大臣

<事務局>

- 加藤 利男 内閣官房地域活性化統合事務局 局長
藤原 豊 内閣官房地域活性化統合事務局 参事官
宇野 善昌 内閣官房地域活性化統合事務局 参事官
赤石 浩一 内閣官房日本経済再生総合事務局 次長
飯塚 厚 内閣官房日本経済再生総合事務局 次長

（議事次第）

- 1 開会
- 2 ワーキンググループの運営について
- 3 国家戦略特区（仮称）に係る提案について
- 4 ワーキンググループにおける検討項目について
- 5 その他
- 6 閉会

（配付資料）

資料1 国家戦略特区ワーキンググループの開催について

【別紙】国家戦略特区ワーキンググループ 委員名簿

資料2 国家戦略特区ワーキンググループ運営要領（案）

資料3 「世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくる」

【参考】第6回「産業競争力会議」資料14

「立地競争力の強化に向けて（竹中主査）」抜粋

資料4 国家戦略特区ワーキンググループにおける検討項目（案）

資料5（原委員提出資料） 「アベノミクス戦略特区」の制度設計に
当たってのポイント

参考資料 特区制度の概要

（議事概要）

○新藤大臣 今般「アベノミクス特区」と言われている「国家戦略特区」をどのように形付け、進めていったらいいか、そのためのワーキンググループをつくらせていただいた。

国家戦略特区は何のために設置するのかということ「資料3」で説明したい。

「大胆な金融緩和」、「機動的な財政出動」とあわせて、「民間投資を喚起する成長戦略」が、日本経済再生に向けての3本目の矢。実際に、実体経済を持ち上げるための、そして、この国を成長させるための戦略をどう持つべきか、そのための先端的・先導的プロジェクトとして何か国家を挙げて取り組んでみようではないか、ということが「国家戦略特区」の原点である。

そのミッションは「世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくる」ということであり、その中で大胆な規制緩和と税制措置、新たな技術やシステムによるイノベーションを導入する、そこで新しいまちづくりができないかということ考えた。

そのアプローチとしては、これまでとは違う次元の、国家の戦略を持つ特区としてつくる。それには、総理主導のもとで強力な実行体制を構築していかななくてはならない。

「国家戦略特区」は3層構造になっている。まず、最高意思決定機関として、「国家戦略特区諮問会議」を設け、総理が中心となっていていろいろな方に参画いただき、そこで意思決定を行う。

そして、特区ごとに「統合推進本部」をつくる。いくつの特区になるかは、これから議論の中で決まっていくが、そこには、担当大臣、地方の責任ある方、民間の企業者、さらには事業者、いろいろな方に入っていていただき、どうやって規制緩和を達成するか、また税制措置がどうなるのか、さらにはイノベーションをどう入れていくのか、こういったことを特区ごとに考えていく。

それらの仕事の大本で、最初の提案をするのがこのワーキンググループ。まだ「特区諮問会議」と「統合推進本部」はできていないが、このワーキンググループの作業によって、中身が煮詰まり次第、順次そういったものができていく。このようにご理解いただきたい。

何よりも今度の仕事はスピード感が大切。そして、意思決定を強力にしていかななくては

いけないという意味において、先月、これをご提案したが、連休明けにワーキンググループをまず立ち上げようということにした。

今日は、このワーキンググループにおいて、「国家戦略特区」という大きな題目はつくったが、現実にはどういうコンセプトを持つべきか、どんな事業展開をしていくべきか、また、どのようにそれを進めていく体制をつくったらいいのかというようなことと、そもそも特区として、日本にはどんなまちづくりや取組が必要なのだろうか、こういった部分をまず固めていただきながら、絞り込んでいったらいいのではないかと思っている。

今回の特区の留意事項であるが、既存のプロジェクトでも、新しいものでも結構であるし、今、既に動き始めているものの中から特出ししてもいいと思うが、とにかく絞り込んで選定するということである。それから、スピード感を持って立ち上げるという意味においては、法律や制度は後からついてくる可能性もある。

特に大事なものは、これまでに日本政府としては、「国際戦略総合特区」や「地域活性化総合特区」、「構造改革特区」というのも既に何年もやっているし、中心市街地活性化の取組、「環境モデル都市」という事業もある。地域活性化の仕事はいくつもやっている。それらはそれらできちっと動かしていく。この「国家戦略特区」に全て特化するのではなくて、今までのものは今までのものとしてきちっとこれからも取り組んでいく、その上で特出しの特区をつくるということである。

「世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくる」ということをいったが、一方で、この国に必要なのは、例えば1つの産業に特化したもの、農業や医療やエネルギーなど、そういったものもあると思う。それから過疎地、地方を元気にするための取組も、国家戦略として持っていいと思う。そういうものも今後いろいろ考えていく。

都市部だけではなくて、国全体を見通して光を当てるべき産業や地域の振興策、こういったものも一緒に考えていく、こういう諸々を入れ込んだのが今回の国家戦略ということである。

今回、地域活性化担当大臣である私がこの特区の大臣も兼任するという事になったので、皆様方にいろいろとお知恵を拝借しながら、また私どもで下働きをさせていただきたい。

会議も、形式的な会議ではなくて、お互いに、場合によるとぶつかったりしてもいいというような、自由闊達な議論の中で、これまでとは違う次元で、しかも本当に成果を出すためにはどうしたらいいのだというご議論をぜひ賜りたい。また、それだけのことがしていただける方々にお集まりいただけたと思っているので、どうぞ、それぞれ忌憚なくご発言賜りたい。

この特区を、日本を立ち上げる象徴にするのだという勢いでやりたいと思うので、どうぞよろしく願いたい。

○西村副大臣 今、新藤大臣が言われたことに尽きるが、1つだけ付け加えるとすれば、アベノミクスの3本目の矢、成長戦略の目玉の1つであるので、ぜひ新藤大臣が言われた

ように、次元の違う発想で皆さんの持っているものを全部出していただき、次元の違う特区をぜひつくっていただきたい。

これまでのように、地方に手を挙げてもらってたくさんいろいろなものをつくるというよりは、国としてもこういうことをやりたい、世界をリードしていくこういうことをやりたいという中で、少数精鋭でとがった特区をぜひつくっていただきたい。

○藤原参事官 本ワーキンググループは資料1「国家戦略特区ワーキンググループの開催について」に基づき開催する。

委員名簿は資料1の別紙のとおりである。

(委員紹介…略)

座長については、八田先生にご依頼している。以降の進行については、八田先生にお願いしたい。

○八田座長 先ほど大臣からもお話があったように、このアベノミクス特区というのは、アベノミクスの戦略の中でも非常に重要な位置を占める、成長戦略の根幹をなすものだと思っている。

総合特区というのは、全国から提案をしてもらい、そこで、規制改革もするし税制の改革もするし、場合によっては補助金をつける。しかも地区ごとの発展を考えて、もともとの地元からの提案でだめならこういう規制改革でやったらどうだろうというようなことを特区事務局でいろいろお世話して、改革してきた。環境にしても医療にしても、その地区で何とか産業がうまくいくようなことをしてきた。これは大変な成果だと思う。しかし、東京とか大阪の国際戦略総合特区についてでさえ、いかんせん地元から出てきた提案内容には規制改革の大玉が含まれていなかった。やはり難しいものについてはどうしても躊躇されるということもあったのだと思う。

今回の特区は、むしろ国家戦略の観点から政策として出していこうというものだと思う。規制改革をしたら、全体にも利益が広がるだろうという政策を打ち出していこうというものだ。

構造改革特区の最初るとき、鴻池大臣が頑張られたときには、相当に目覚ましいのができた。例えば株式会社でも農地を借りてやってもいいという改革ができた。学校に株式会社が参入するというのもできた。これは、特定の1カ所の地区というのではなく、いくつもの地区を選定してやる。そういうのが後に、全国に波及した。それは目覚ましい改革だと思う。

しかし、そのときはやはり地元から出てきたものに対して応えた。今度は全国的な観点からの政策としてこれまでの改革を上回るようなレベルの規制改革を実行したい。税制なども規制改革に役に立つなら一緒に導入して、今後の日本の百年の計となる改革ができればと思っている。

ワーキンググループは、今、大臣がおっしゃったように重要な役割を担っている。まずは今後どういうふうに規制改革その他を進めていくかという制度設計を、イニシアチブを

とってやらなければいけない。同時に、先ほどおっしゃったようにいろいろな具体的なことについても考える。しかも制度設計と特区の中身とは不可分一体なところがあるから、最初のうちは同時に検討しなければならないだろうと思う。極めて難しい作業をしなければいけない。

昔、規制改革会議の委員を何度かやらせていただいた。その経験では、委員が直接役所の担当の方と議論し、その議事録を公開して、向こうが変な議論はできないようにするということが必要。そこで足りなければだんだん上に上がって行って、もっと上に上がったから政務できちんとやっていただくというようなことが、必要なのではないかと思う。最後は大臣同士で決めていただくのだと思っている。

これまで言われてきたような岩盤の規制というもののいくつかを、本特区における異次元のレベルの改革によって、1つでも2つでも進めることができればよいと思う。大臣のご指導のもと、事務局、委員一体となってこの大変意義のある仕事をやらせていただきたいと思う。

次に、議事2の「ワーキンググループの運営について」お諮りしたい。

資料2、本ワーキンググループの運営要領の案をご一読いただき、特にご異議がなければ本ワーキンググループの運営はこれによることにしたいが、いかがか。

○原委員 4条の審議の内容の公表だが、こういった審議会の場合に議事概要のような形で名前を出さずに公表するのか、あるいは誰が何を言ったかということをも全部公表するのかといったような方式があると思うが、これは具体的にはどうするのか。

先ほど八田先生もおっしゃられたように、この会議というのは原則公開にしていく、いろいろなやりとりをできるだけ公開の場でやっていくということが大事だと思う。その方向で座長が決められるということであれば、これに異存はない。

○八田座長 原則は公開だけれども、一部は、我々が、これは公開しないようにしようということで決めたらば、なるべく外にもれないようにした方がいいということもあると思う。

○原委員 今回のような会議であれば基本は全部議事録にするべき。

○八田座長 それはいいのではないか。今回のような会議は議事録が出ていいのではないかと思う。

○新藤大臣 必要なものは公開すればよいし、今後いろいろ率直な意見を出すときに、発言がしづらくなならないよう、適宜皆さんで判断いただきたい。

○八田座長 それでは、ここで公開するかどうかというのは決めるということによろしいか。よろしければ、今後の本ワーキンググループの運営については、本運営要領によることとしたい。

議事3「国家戦略特区（仮称）に係る提案について」に移る。

これについては資料3のとおりだが、既に冒頭の新藤大臣のご挨拶の中でご説明がなされているので、追加の質問があればどうぞ。

資料3自体はよろしいようなので、資料3の参考資料である、産業競争力会議において竹中平蔵主査がまとめられた資料について、産業競争力会議の民間議員でもある秋山委員よりご説明をお願いしたい。

○秋山委員 竹中主査がまとめられたこのペーパーに私も副主査として参加をしていたので、ペーパーの内容については、また時間があるときにお目通しいただきたいが、1点だけ、この場で問題意識の共有ということだけさせていただきたいと思う。

既に新藤大臣からもお話をいただいているとおり、産業競争力会議において、「立地競争力」というテーマの中で、今回の特区について、特区が非常に重要であるという提案をさせていただいたが、安倍総理ご自身のご発言の中にも「成長戦略の一丁目一番地は規制改革である」ということがはっきりと謳われている。

1回目の産業競争力会議では、安倍総理が指を1本立てて、世界一を目指すのだ、世界一になるのだということを本当に力強く宣言されていたのに大変感銘を受け、それがまさに「世界で一番ビジネスをしやすい環境をつくる」という国家戦略特区のミッションにつながっていると思う。

その特区と規制改革との、特に今回の特区と規制改革との関係だが、規制改革については長い歴史があつて、いろいろできたこともあるし、まだできていないこともある。今できていないことを見ると、先ほど「岩盤」という言葉があつたが、長い時間かけてもまだなかなかできないものがある。特に今、産業競争力会議と並んで規制改革会議の方でもいろいろ進めていただいているが、なかなか全体として進めるということが難しいものについて、ぜひこの特区という仕組みをうまく活用して、次元の違う規制改革を実現することが、成長戦略の1つの大きな突破口になる。

特区という制度は既に歴史があるが、今日いただいた資料を拝見すると、構造改革特区については、時間が経って何となく成果が少しずつペースダウンしている。総合特区についても、今の仕組みの中ではボトムアップ方式の限界があるということが今、状況として見えてきていると思う。今日資料3でご提案いただいた内容は、竹中ペーパーでご提案させていただいた内容と、本当にコンセプトというかスピリッツが全く同じである。とにかく経済成長の起爆剤となるような、規制改革を中心とした規制改革特区というような気持ちで進めていきたいと思っている。

ハードルが高いという意味では、いわゆる規制改革の他に、特に世界で一番ビジネスのしやすい環境という観点から言っても、いろいろなところで皆さんがどうも遠慮しているし、これを強力に進めるためには、総理主導で進めていただく、国家戦略としての位置付けとしてやっていくということが重要であるというのが、竹中ペーパーの精神である。

これが、まさに、今日大臣からご説明いただいた特区の素案に盛り込まれていることを、本当に感謝を申し上げて、一生懸命やらせていただきたい。

○八田座長 今、産業競争力会議における資料についてご説明があつたが、これについて

ご質問どうぞ。

この中身自体についての議論は、産業競争力会議の中ではあったのか。これはだめじゃないかとか、これはもっとやろうとかいう議論はあったのか。それとも、基本的には例示か。

○秋山委員 産業競争力会議では、テーマ別会合というスタイルをとり「立地競争力の強化」というテーマの中で、本会議の前に、新藤大臣も含め国交省等関係省庁とのやりとりを踏まえた上で、最終的に本会議でこのような提言をさせていただいた。

○新藤大臣 方針はこれでいこうと、私どもも同じようなことで考えさせていただいていた。ただ、どういう事業をどこでやるかということは、あくまで例示であると思っている。それはみんな議論していく。

○秋山委員 この議論を産業競争力会議でやっていたときに、今回のペーパーの中で少し例示をした方が具体的なイメージがよくわかるだろうということで、東京、大阪、名古屋などの規制改革の具体例のイメージ、あるいはそのレベル感をある程度出すために、3都市の例を出したのだが、それがあたかも、もうその3都市でやると決まったかのような報道になっている。これは大きな誤解である。あくまでも例示で、これから議論していきたいという理解でお願いしたい。

○原委員 若干補足をしたい。

私は、産業競争力会議で竹中民間議員のリエゾンということでサポート役をやらせていただいております、立地競争力の強化のペーパー、竹中主査、秋山副主査のペーパーについてはお手伝いをしてつくらせていただく立場だった。

今日、『アベノミクス戦略特区』の制度設計に当たってのポイント」という紙を私から配らせていただいているが、産業競争力会議の提案をしたときの問題意識も含めて、若干の補足をさせていただきたい。

問題意識のところは、先ほどの秋山さんのご説明と相当程度かぶるが、根幹にあるのは、大胆な規制改革の実験場として特区という制度をもう一回リニューアルする、再生するという事だろうと思っている。

もともと、2002年に構造改革特区がつけられたときというのは、当時の制度設計は、要するに、規制改革と地域活性化を一石二鳥で実現をしていくという仕掛けだったのだと思う。これがだんだんと時を経るごとに、2つのうちの地域活性化の方にだんだんと重心が移っていったということではないかと思う。今、ご担当の事務局が地域活性化統合事務局という名前になっているということ自体、その象徴なのではないかと思う。

先ほど八田先生もおっしゃったように、構造改革特区の創設の当初は農業、学校の株式会社への参入とか、当時で言えばこんな規制改革は到底できないだろうというような岩盤規制のところに風穴をあけていたわけで、こういう仕掛けとしてもう一回再生させないといけないということではないかと思う。

その要因として、まず2について、制度の創設当初の推進力が失われていくという中で、

役所の事務的な調整が中心になってしまったということがあるかと思う。

これは産業競争力会議の場合でも指摘をさせていただいた点だが、例えば総合特区制度の場合、国と地方の協議会というのがあり、総理以下閣僚たち、地方側では首長たちがメンバーになって、国と地方で協議をして規制改革、制度改革を進めていく、議論をするという場があるが、実際にどういうレベルでやっているのかを見ると、管理職未満、課長未満の課長補佐であったり係長であったりでやっているのが大半で、管理職に上がっている案件ですら数百件のうちの数件とか10件とか、そういった件数となっている。

総合特区評価・調査検討会という八田座長のもとでやられている会があって、この準備会を、総合特区の創設当初、平成23年7月に開催した議事要旨を見ていたのだが、当時、八田座長が、規制改革は事務レベルでやってもなかなか調整がつかないと思うが、そういうときにはどうするのかということ質問されていて、事務局からの答えが、要するに、事務的な折衝では当然限界がある、したがって、総合特区推進本部には副大臣、政務官クラスのワーキンググループも設けている。副大臣、政務官で決着がつかなければ大臣同士に上げ、さらには総理大臣にご判断を仰ぐということで、とにかく政務折衝を必ず行うという前提で運用すると事務局から答えていた。しかし、実際には、政務折衝どころか、管理職にも上がらないということになっている。そういう運用上の問題をいかに克服していくかという問題があるかと思う。

2の2つ目のポツのところで書いたが、制度的な問題として言うと、構造改革特区、総合特区とも特例措置、要するに、規制改革などを実現していくに当たって、民間有識者が検討に参画していく仕組みがなかったというところに、一つ問題があったのではないかと思う。

当然ながら、いろいろな規制というのはそれぞれの省庁の担当の人たちからすると、その世界でのそれなりの理由、論理があって維持されているわけであり、当然ながらその省庁の担当官に特例措置を認めてくださいと言って、はい、わかりましたということになるわけがない。

そのときに大事なのが、先ほど八田先生も少しおっしゃられたように、やはり学識経験者であるとか民間企業の人たちが、別の視点で別の切り口から、例えばこういう代替措置があるのではないかとといったような提案を示していく。その中で、最後は政務レベルで決着をしていく、そういうプロセスが必要なのではないか。規制改革の会議などではまさにそういうプロセスがあったわけだが、構造改革特区の場合、評価委員会というのは、規制改革を実現する段階では参画していなくて、特区でなされたことを全国展開していく段階で初めて評価委員会に関わるという設計になっているので、そのあたりの制度的な問題は改善していく余地があるのではないかという問題意識を持っている。

3点目は、地方のイニシアチブ、地域でイニシアチブをとるということを重んずるが余りに、国が受け身になってしまったのではないかという問題があるかと思う。構造改革特区、総合特区ともいずれもそうだが、地方公共団体が提案、申請をする、そして国が認め

るという仕掛けになっている。

今回のアベノミクス特区についてのご提案をする中でも、よく私もいろいろな人たちから言われるのが、そんな新しい特区をつくるというけれども、地方から大胆な思い切った提案なんて出てこないのではないのか、というようなことをよく言われる。国が受け身で地方と対峙をして提案を待っているということではなく、国の側からむしろ能動的に提案をしていく、そんな仕掛けをつくっていかないといけないのではないかということで、先ほどの総理主導の特区制度ということをご提案申し上げた。

1 ページおめくりいただき、「基本原則」と書いたのは、今回アベノミクス特区、国家戦略特区を制度設計していくに当たって、どういった原則でつくっていくべきなのだろうかということ、私なりに検討材料として書いてみた。

1 つ目は、大胆な規制改革。従来とは次元の異なるような制度を実現するということかと思っている。通常の規制改革であれば当然、別に特区ではなくて全国レベルで実現していけばよいわけで、これまでとは全く次元の異なるようなものをあえてこの特区でやる必要があるのではないか、というのが1 つ目である。

2 点目は、国・地方・民間の三者が相互に改革実現のために意識を高め合っていく。「三位一体原則」と書いてあるが、先ほど申し上げたような、国と地方とは対峙をするということではなくて、先ほど新藤大臣もおっしゃられた三者統合本部のような仕掛けをつくる中で、国、特区担当大臣、自治体の首長、民間の人たちが同じ目的を持って問題意識を持っていくことが必要と思っている。

したがって、国は提案を待つのではなくて、能動的に動いていく。一方で地方の側も、単にこういうことをやってくださいと言って求めるのではなくて、やるべきことは自分たちでやっていくことが必要になっていくと思っている。

もう一つ「トップ自らの参画の下」というのを書いているが、こういった枠組みをつくったときに、先ほども申し上げたように一応メンバーは、大臣、知事ということになっていても、どんどんと下においていくということになりがちであるが、やはりここでは原則トップが必ず出るというような形でやっていくということが必要でないかと思っている。

3 点目、特区の対象区域について、「分かりやすい形で設定する」と書いたが、何を言いたいかと言うと、現行の総合特区のエリアというのがややわかりにくい形になっているのではないか、という問題意識を思っている。

もともとの構造改革特区のときは、基本は市町村、場合によっては県であったり市町村よりもちょっと狭く設定した場合などもあったが、基本は市町村だった。なぜかという、自治体の責任範囲というのを基本にしていて、ある規制改革をするときに、例えば自治体が責任を持ってその範囲内では代替措置をきっちりやるということを確保した上でやっていくという考え方に立っていた。厳密には個々の改革事項によって効果の範囲は異なるわけで、例えば病院や学校などについての特例措置を講ずる場合であれば、その効果自体はそこにしか及ばないのだが、ただ規制改革の範囲という意味では、対象領域は市町村、

その自治体の責任範囲ということにし、さらにそれを全国展開していくことを目指すという制度設計だった。これが、総合特区になったときに、やはり支援措置というところに力点を置いた仕様が変わっていったということでないかと思っている。

例えば税制の措置など、思い切った支援措置を講じようとする、どうしても地域を絞り込んでやらざるを得ないという面が出てくるかと思うが、そちらに規制改革の方も引張られてやや中途半端なエリア設定となっている。逆に、支援措置のためということで考えると、むしろちょっと広すぎるような場合もあるのかもしれない。そういった意味で、ややわかりにくい中途半端なエリア設定になっているのではないか。

それで、今回、規制改革というところに重心を戻して特区の再生をしていくことを考えたときに、もう一度、構造改革特区のときのようなエリア設定も前提にしながら、よりわかりやすい形で明確に設定していくことができないかというのが3点目である。

4点目で「全国活性化」と書いているが、要するに、地域限定で規制改革をやっていくということになると、どうしても効果が限定されてしまうので、本当に経済成長、全国活性化につながるような規制改革、ということ为原则とすべきではないか。

5点目。これは先ほど新藤大臣がおっしゃられたとおりだが、一気に呵成にスピーディーに行っていくことが大原則かと思っている。

最後にあるスケジュールというのは全くたたき台として書いてみたが、まず基本方針、制度設計、制度の枠組みというところについては早急になされるべきだろうと思う。

制度設計と言ったときに、先ほど秋山委員からもあったように、地域をどうするのか、区域の指定をどうするのかというところに話が行きがちだが、地域をどこにするのか、選定方針をどうするのかという以前にまずなすべきことは、制度の設計である。どういう制度の仕組みにしたらこれまでとは次元の違うような規制改革が実現できる特区をつくれるのか、というところをやっていかなければいけないのではないかと思う。

もう一つ、最初のところに、制度の枠組みとあわせて具体的な規制改革事項の例示ということができるだけ早期にやっていくべきではないかということを書いたが、なぜ申し上げているかというと、今、アベノミクス特区というものについての期待感是非常に高いと思う。既に名前の挙がっているようなところ以外の他の地域からもいろいろと、うちもやりたいとかそういった話もあるやに聞いている。やはりこれまでとは次元の違う思い切ったことができるのではないかという期待感があるからであって、本当にあるのかどうかかわからないということになると、一気にしぼんでいく可能性がある。

その意味でも、アベノミクス特区では、これだけ思い切った規制改革ができるのだということ、いくつかでも構わないので具体的な規制改革事項として例示し、こんなことができるということ、できるだけ早めに示していくことが必要ではないかと思う。これはまさに各省と調整、議論をしていかなければいけない課題だと思うが、こういったこともできるだけ早期に進めてはいかんか、というご提案も含めて申し上げた。

○八田座長　今の提案などは、議事4のところでも議論したいので、特にならぬようなら、

次の「ワーキンググループにおける検討項目について」に移りたい。

○宇野参事官 このワーキンググループでご検討いただきたい事項については、最初に大臣からお話があった中でかなりご説明がされているが、資料4にまとめさせていただいた。

1つ目が、国家戦略特区のコンセプト、制度設計についてご議論いただきたいということ。

2つ目が、対象とする具体的なプロジェクト、規制改革項目を選定していただくということ。

3つ目は、対象地域の選定基準についてご議論いただきたいということ。

これらの議論を進めるに当たって、必要に応じてヒアリングを実施していきたいと事務局としては考えている。

○八田座長 もう一つ、参考資料として「特区制度の概要」が配付されている。これは、先ほどからずっと話が出ている総合特区、構造改革特区についての詳しい説明なので、お目を通していただければと思う。

今事務局から説明があった資料4及びこれまでの議論を含めて議論したい。初回なので、各委員から順に、ご意見、ご発言をいただきたい。

○坂村委員 大臣から最初に「世界で一番ビジネスをしやすい環境をどうつくるのか」という話が出ていたので、ちょっと気が付くことを言わせていただきたい。

まず、ビジョンのところに「イノベーション」という言葉が書いてある。私はイノベーションをどうやって日本で起こすのかということに対して非常に興味を持っているのだが、そもそも日本でなぜイノベーションとか新しいことがうまくいかないのか。イノベーションにとって非常に重要なことというのは3つあって、1つはまず資金的な問題、それから、人材、インフラである。

日本では、資金に関しては、何か新しいことを始めようといったときに、少しはよくなってきたのではないと思うが、やはり人材の流動性がないというのが非常に大きい。例えばシリコンバレーみたいなものをつくると言っても、何でシリコンバレーがうまくいっているかという、アメリカの西海岸で人材が流動しているから、必要な資金が手に入った場合には必要な人がちゃんと集まる。ところが、日本の場合には、大手企業が人材をロックしてしまっている、いくらお金があっても人間が集まらず、プロジェクトはうまくいかない。

その前に日本が最悪だったのは、まず資金もよく集まらなかった。ベンチャーキャピタルみたいところは全然機能を果たしていなくて、内容も見ないで土地の担保なんて言われたって、そんなものあるわけないという話になってうまくいかなかった。今は少し改善されて、最近のやり方で言うと、ネットで資金を集めるとかいうようなこともどんどん進んでいる。アメリカなどでは新しいことをやりたいと思ったときに、ネットの中にこういうことをやりたいと上げると、一般の投資家で、そういうものに対して興味がある人が、直接お金を投資する。これも規制があっても日本ではできるのかどうかよくわからないが、

例えば最近流行っているアメリカの3次元プリンタというのが製造業を変えるとされているが、そういう新しいアイデアがあつてつくりたいということを出すと、あつという間に日本円にして3億円ぐらいのお金が集まるとか、そういうことが起きている。

それで、お金を集めた後どうするという話があつて、そうなるともたもう一つ面白いのが、アメリカなどではネットで人材も集まったりする。新しいプロジェクトを行うということに対して、インターネットを使って人材を募集するようなことがあつて、そうすると、そこに必要な人が来る。ところが、日本でこれを今のままやたらうまくいかない。どうしてうまくいかないのかということを考えないといけない。

もう一つ、ネットの使い方というのは非常に重要で、新しいイノベーションというのは今はネットを使ったものが非常に多い。ネットを使ったときに、よく言われるのだが、なぜ日本でグーグルが出なかったのだ、という話がある。これはまさに規制と関係していて、グーグルの検索エンジンに相当するようなものは、既に同時期には日本の大企業でつくっていたのだが、インターネットのコンテンツはえげつないものも多いから、検索エンジンをかけるとあつという間にそういうものが出てきてしまう。その企業の幹部が見たら驚いてしまって、こんなもの責任問題になってしまうのではないかというような話が出てしまった。一方、失うものが何もない人たちは、何やってもいいぞと言うので、ネットビジネスは割とそういう会社が出てくる。

ネットで検索して変なものが出てしまったときに誰が責任をとるのかというようなことに対して、アメリカではそういう仕組みはうまくできている。それは何かというと、そもそもこういう特区とか何かをやったときの根本的な問題というのは、要するに、ネガティブリスト方式でやるのかポジティブリスト方式でいくか。これはイノベーションと非常に関係しているが、特にネットの社会などで私たちが求めようとしていることは、ネガティブリスト方式にしてくれということである。ところが、日本の法律というのは基本的に大陸法をベースにしているから、ポジティブリスト方式になっている。

例えば、選挙にネットを使うという問題もそうだが、アメリカはどうなのかと言ったら、何をやってよく、やってはいけないことなんてない。ところが、日本の場合にはどうかというと、やっていいことだけを書こうとするから先に進まない。そもそも本当に特区で今度やるのだったら、まずやってほしいのは、ポジティブリスト方式をやめてほしい。ネガティブリスト方式だけにして、こういうことだけはやってはいけないというようなことだけを書いて、書いていないことは何をやってもいいと、そういうふうにするようにしてくれないとうまくいかない。やっていいことなんて、そんなことがみんなわかるものだったらイノベーションではない。イノベーションというのは大体わからないことだから、やってみないとわからない。

アメリカはどうしてそうなっているかと言ったら、問題が起こったらすぐ裁判をする。裁判をして、その判例をもとにして、次にまたネガティブリストに加えた方がいいものはネガティブリストに載って、だめなものはだめとするということでどんどん先に進む。し

かし、日本の場合にはポジティブリスト方式なんてやっていたら、そんなのもう永久にうまくいかない。

検索エンジンもそうだしインターネットもそうだったが、日本ではやってみなければわからないということで、先に進んできていることができない。だからITの世界では、技術はあってもうまくいかない。そういう意味で、今日の大臣がお話しになっていた大胆な規制改革というのはいい。これを根本でやれば、ずいぶん違ってくるのではないか。

スティーブ・ジョブズはなぜ日本に生まれえないのか。日本にもスティーブ・ジョブズみたいなのはたくさんいるが、うまくいかないのは、さっき言っていた3番目のところの環境が悪いから育たない。そこが問題。

○八田座長 今のイノベーションが起きない理由は、第一に資金の調達が難しい、2番は人材の流動性がない、3番目はどう言うべきだろうか。

○坂村委員 3番目は法律の根本的なつくり方について、ポジティブリスト方式をやめてネガティブリスト方式を、特区だけでは少なくともやってほしい。

○八田座長 要するに、新しい発明を妨げるような規制になっているということだろうか。

○坂村委員 規制になっているというよりも、これはもう根本的なところだが、やっていいこと以外はやってはいけないというふうになっているからだめだと言っているの、その特区の中だけは特別にして、やってはいけないことを書いておく。やってはいけないことは書いてあるが、書いてないことは何をやってもいいとして、それで問題が起こったら当然、裁判上で解決するしかない。だから何かとてつもないことが起こるかもしれないから、それはちゃんとした法律に基づいてやるか裁判をするしかないと思うのだが、そこでまた直すというような、そういうことができる環境をつくってほしい。

2番目について言うと、人材に関しては今、私はチャンスだと思う。どういうことかと言うと、今、大企業、特に大手家電メーカーとかはどんどん調子が悪くなっている。だから、ロックが今、外れそうになっている。そのロックが外れた人をちゃんと受け入れられるようにしないと、みんな韓国、中国に行ってしまう。それで今までずっとためていたノウハウが流出する。

事業の売却にしても、日本の場合はうまくいかなくなると、投げ売りみたいなことになり、これはひどいなという感じがする。

○八田座長 今、ご指摘になったことで、人材に関して雇用が流動化しないことの根本には、やはり解雇法制があるのだと思う。みんな解雇できないから怖くてなかなか雇えないし、雇われた人は終身雇用なので全然ポジションがあかない。

3番目については、一つのネックは、裁判がそんなに早くできないということもある。

○坂村委員 個をちゃんと確立してあげるような制度がない。何と言ったらいいのか、個人ではない。例えば、何とか株式会社の何とかの何とかですというふうにみんな言う。それがなくなってしまいうから、会社を辞めた後、個人を保障するものがなくなるので、パスポートを、外国に行かないのにとる人まで出てきてしまう。

○新藤大臣 今回のことと言うと、「こういうことをやりたい、こういう仕事をやったらどうだ、ではそのためにはどういう規制を緩和して、どのエリアを囲って何を指定すればいいのか」と、そのところどころで1個ずつつくればいいではないかと思う。

どうしても制度になると、「これに当てはまるもの」というので、基準を、特に役所はつくりたがる。それでいつの間にか、それに、形式に当てはまっていってしまう。それがなければ秩序がなくなってしまうので、全ての制度をだめだと言っているわけではないが、今回の「国家戦略特区」というのは特出しだから、ここだけの規制緩和やルールでいいではないかというふうにしたらどうかと思っている。

○工藤委員 私は、専門である建築、まちづくりを通して言うのだが、例えば「世界で一番ビジネスのしやすい環境」と言ったときに、ビジネスというと先ほどの税制とか会社がどうのとか、制度的な話がメインでくると思うのだが、ビジネスで日本に世界中から集まってくるということは、人も来てほしいということ。だから、人が住みやすいとか、魅力的なまちをつくらうということで、そういう世界レベルの魅力的なまちとは何なのということ、皆さん200~400字で作文してくださいというところから始めないと、制度を緩和しますと言うだけではだめだと思う。

幕張ベイタウンのまちづくりに関わった。埋め立ての更地のゼロの段階に絵を描けと言われて、どんなまちにしたいかと言われたときに、私が最初にしたのは作文だった。

当時、団地をつくるというテーマでやっている、団地イコールベッタウンという、つまり昼間は女、子供しかいないとか、そういう都市と離れた住宅地が平和で幸せなのだという概念からスタートしようとする。そこに将来住むであろう私にとっては何の魅力もない。住宅しかない団地に住むのはあり得ないと思った。例えば、喫茶店でコーヒーでも飲んで友だちとしゃべりたいというあたりまえの事が団地ではできなかった。今は随分変わってきたが、当時はそれもなかった。

そういう作文から始めて、どういうまちをつくれればいいのかということから入って行って、まちのような団地をつくれればいいのかと考えた。かつてまちの中に住んでいたのが、だんだん居住に純化されていったことに対して、もう1回都市に戻そうということをやった。

ビジネス街、例えば丸の内にしても本当にオフィスしかなかった。それがああいうふうには、みんなで買い物したくなるような、デートしたくなるようなビジネス街にしようということになった。

そうすると、世界レベルで見た、みんなが仕事をしたくなるビジネス街ってどこか、子どもを育てたくなるようなまちってどこか。バブルのころはたくさんの外国の方たちが麻布とかに来て、インターナショナルスクールもあって、家族で日本に住むというリアリティーがあった。ところが、今やそれも郊外に移ってしまい、家族を連れて日本で地に足を付けて生活できる環境に今ないのではないかというところに、教育の問題が入ってくる。

もう一つ大きいのは医療。この医療と教育と、先ほど坂村先生が言ったように人の流動

ということで国を越えていろいろな人を呼んでくるためには、この2つが整っていない限りは無理。特に、教育と医療はものすごい岩盤のような感じで、私の友人でもロンドンで医師免許を持って世界中で引っ張りだこの医者がある。そういう人は日本では医療行為できない現状がある。もったいないとすごく思っており、ビジネスしたくなるようなまちをつくるために、人が住むという意味で、教育と医療というのは重要な改革がいっぱいあるのではないかと思っている。東京などは既に丸の内を含めてオフィスゾーンがかなりきれいになり、東京駅もきれいになった。そういうふうにとやっと変わってきたのに、家族を連れてくるという視点で言うとまだ弱い。

もう一つは、地震がどうなのだとすることを、原発の問題も含めて、外国の方からよく聞かれる。私は、ハザードマップの公開に関し、国交省の委員をやっていたが、出してしまうとパニックが起こるのではないかという議論が行われていた。そのとき私が言ったのは、隠していてあなたが責任とれるかということ。出せばみんな考える、隠すことが一番悪いのだから出そうということを行った。そういうことを出しつつも、だからリスクにどう対応しているとか、そういう合わせ技が必要。

外国の企業がアジアに1つ拠点を置いておこうということ、どこに置こうかと真剣に皆さん聞く。そうすると、中国、香港、韓国もよいと言うが、でもそこよりは例えば福岡がいいと言う人がいる。やはり日本の方が政治など何かと安定感がある。でもそれは、アジアに近いからという価値観。では東京はどうか、メインを移したいのか、サブでリスク回避するために置いておきたいのか。だからビジネスの中でどう捉えているのかというシナリオもあった上での戦略というのがあると思う。

○新藤大臣 最初の会合なので、ぜひイメージを共有してもらいたい。本当に、素晴らしい方々に委員になってもらってよかったと思う。

坂村先生には、イノベーションを起こすためにはどうすればよいかということで入っていただいた。

工藤先生には、まさに、まちづくりを考えないといけないということで入っていただいた。グローバル対応など、私たちがやるべきことを考えたとき、一企業とかこの部分だけといってもうまくいかない。例えば、病院にしても教育にしても買い物にしても、言葉の不自由なく、生活時間帯ももしかしたら自分の母国と合わせた時間にここで仕事をする、そういう対応をできるような仕組みが必要。それから、防災やエネルギーの問題。それは結局ICTを入れてイノベーションを起こさないとそういうことに対応したまちはできない。まちのコンセプトもきちんとつくった上でいろいろな人に来てもらうということが大事。

だから、諮問会議では、本当の、日本にそういう国際都市をつくるならどうしたらいいのかを考えていただく。そして、何をやりたいのかということができてくると、邪魔な規制、阻害するものは何だというのを1個ずつ潰していけばいい。それは日本全国だと全部やれというわけにはいかないから、これは総理直属でここは国家戦略でやるのだと、こう

いうイメージかと思っている。

そういうことで、このワーキンググループは、規制緩和のご専門の方がいて、産業界の実業家の方がいて、まちづくりの方とイノベーションの方と、そういうラインナップになっている。

政治も官僚もそういう人たちも、同じ場所でがんがんやり合えばいい。そうすれば必ず解決策は出る。別々のところで会議をやって、あとは事務方で整理してと言うと、いつまでたっても終わらない。一緒にやれば必ず何らかの結論が出るので、そういうふうに我々もやりたいと思っている。

○秋山委員 特区のコンセプト、制度設計について、今日いただいている参考資料「特区制度の概要」を拝見し、今までの皆さんの議論も伺いつつ、気になっているところを何点か指摘、意見したい。

特に気になったのは、総合特区において、ボトムアップ方式で実際に認められる提案の件数が少ないというご指摘が先ほどあった。それに加えて、いろいろせつかく用意した特例制度の利用状況が非常に芳しくないということで、これは資料を読むと、まさに今のネガティブリスト、ポジティブリストと同じような問題がここにある。

また、せつかく財政上の措置、予算をとっても結局は活用されないというようなことがあれば、結局、制度はありますよとかちゃんと予算をとっていますよという、何となく証拠だけつくって実態は伴わないということになってはいけないと思うので、こういうものはぜひ今後の改善すべき課題としてしっかり認識しておくことが必要だろうというのがまず1点。

もう1点が、参考資料を拝見していて、よくよく読むとこんなこともやっていたのだとか、こんなことができているのだということが、思った以上にある。ただ、振り返って一国民目線、あるいは一産業人目線でそれを見たときには、なかなかそれが世の中に活用されているかとか、特区の成果が世の中にインパクトを与えることができているかという、ある意味まだまだ粒が小さいという印象を持っている。

そうであれば、先ほど原委員からご提案があった制度設計のポイントの中の、基本原則の3番目が非常に重要ではないかと思う。

特にこれから取り組むべきものは、特区でしかできないことから始めるけれども、その効果をいかに波及効果の大きいものにしていくかということが、最初に制度設計の段階でコンセプトとして組み込まれていなければならないと思うので、原委員のペーパーの2ページ目の基本原則3番目のところにあるが、経済活性化の観点からも、やはりわかりやすく、影響範囲をしっかりとる。それに対して先ほど自治体の責任範囲ぐらいは、少なくともその範囲でやるのが、ある意味ネガティブリスト方式をとったとしても誰かがしっかり責任を持った意思決定をして、いろいろなものの実現に取り組めるという重要なファクターになるのではないかと思った。

○原委員 「特区制度の概要」の中で、私も気になった点を1点だけ申し上げると、最初

の表紙を含めて3ページ目だが、特区制度というのがいろいろあって、総合特区制度の中での国際戦略総合特区、地域活性化総合特区があり、資料の後の方だが、構造改革特区制度があり、というようなことを示されている。また、最初の3ページ目の中で出てくる復興特区、沖縄の特区が別立ての制度としてあって、おそらく今回、特区制度の全体のリニューアルということを考えていくときに、復興特区あるいは沖縄特区といったようなことも含めて全体の検証をやっていく、その中で何がうまくいき何がうまくいっていなかったのかということを検証していくプロセスが必要なのではないかと思う。

役所の組織上、復興特区は復興本部になり、沖縄はまた別の部局でなさっているという問題があることは理解するのだが、そういう役所の縦割りのなところに陥らずに、全体の検証をやっていく中で、よりよいものをつくっていくという作業が必要になるのではないかと思った。

○新藤大臣 貴重なご提言だが、特区を見直すとするならば、それは必要な作業だと思う。でも今回の作業は、特区の見直しとかは別途整理していこうと思っているので、今度の国家戦略特区はここで自由に制度設計していただきたい。

それぞれの地域が頑張ろうとしているところに、途中で制度変更するわけにはいかないもので、これは外していただいて結構だとう理解ください。

○原委員 これを何か見直す議論をしましょうと言っているわけではなく、新しい特区を検討していく中で、その前提としてこれを知っておく必要があるのではないかという趣旨で申し上げた。

○八田座長 今までの特区制度のメリットもあつたしデメリットもあつたけれども、そっちの検討にうんと長い時間を使っていたらスピード感がなくなる。そのかわり気がついたことでいろいろとこれまでの反省点があつたら、それは適宜入れていこうということだろう。

○西村副大臣 7ページ目に「総合特区における税制」とあるが、一番下のところに「法人税における実績：活用実績無し」とある。これはなぜかということ、特に右側の緑で書かれた2つ目だが「専ら区域内で事務所等の施設を有する」と書いてある。この専ら要件というのがあって、ここでしか仕事をしてはいけないし、そこで出た利益はそこで使えと。別のところで、例えば沖縄の特区もそうなのだが、沖縄で成功して、次、福岡で、東京でやろうとした瞬間にその税制が使えなくなるという仕組みになっている。新藤大臣が出されたビジョンと大胆な規制改革、いま先生方が言われたお話もそうだが、税制もぜひ個人的にはチャレンジしたいと思っている。相当思い切った税制を導入したいという気持ちでいるので、ぜひまたご議論いただき、大胆な仕組みを考えていただければと思う。

○坂村委員 やることの最後の方に、具体的にどこを特区にするかという議論をするとあつた。それで質問だが、どこか特定の地域というのではなくて、バーチャル特区というのはないのか。例えば、さっきも言ったように、今はネットのビジネスをしている人は、あまり具体的な場所というのとは関係ない。どこかでなければいけないとか、どこかへ来いと

いうのではなくて、バーチャル特区というものはどうか。

○八田座長 今、おっしゃったことと直接関係があると思うが、今までの総合特区などで地方から手を挙げさせるということで見ると、例えば地方都市では、羽田が国際化してくるとニューヨークからすぐ来られる、世界中から人が来られるからコンベンションができる。今のように成田に一遍来てからとなると時間がかかってしょうがない。むしろ地方の観点から、羽田に国際便を乗り入れさせてほしいというのがある。札幌も、福岡も、日本中でそう思っている。ところが、従来の総合特区制度だと東京が提案しないと始まらない。しかし、これで一番利益があるのは地方。そうすると、これは一種のバーチャル特区だと思う。実際の場所は東京だけけれども、利益を得るのは地方というわけだ。そういうのは、国家的な観点からやれるものがあるのではないかと思う。

それから、今、坂村先生がおっしゃったことで1つ非常に重要だと思ったのは、人材の流動性がないということが日本のイノベーションのないことの根本だということ。シリコンバレーは中国人もインド人もいっぱい来て起業してどんどんやるのに対して、日本は全部大企業で行われる。これは、人が一旦会社から飛び出すと、うまくいかなかったらもう戻るところがないという解雇法制に起因していると思う。日本の雇用制度だと5年雇ったら首にするか、いわゆる正規雇用にして終身雇うしかない。

例えば山中伸弥先生が自分のところの研究所は全部非正規雇用なので、非常に地位が不安定だと困ると言われていると報じられている。iPS細胞が20年も30年も最先端の研究であるわけがないとすると、京都大学はその人数を全部終身雇用では、雇えない。今の制度では、それだけの人数を終身に雇えないとしたら、5年後に首にするよりしょうがない。この規制は雇う方にも雇われる方にとっても厳しすぎる。5年後にも3年、4年の再契約が何度でもできるというようにしたら、安心して研究を続けることができてる。そうすると、例えば山中特区、あるいはバイオ特区ということが考えられる。これは、一種のバーチャル特区でもあるかもしれない。京都だけではなくて、こういう研究所に関しては日本中やってもいいよと、まずはとにかく突破口を開くというようなことができるかもしれないと思う。

それから、工藤先生がおっしゃったことに関して言えば、都心居住の促進は、国際化にも、少子化対策にも（通勤を減らすという意味での）省エネにも貢献する。しかし、都心居住はオフィス地区では進んでいない。例えば丸の内にはマンションが1つもない。たしかに、丸の内のオフィス街は高度利用することによって、本当にきれいになったと思う。美術館なんて行列がすごいし、レストランも大変な行列。あんなこと誰も予想しなかった。それは素晴らしいのだが、マンションがない。高さ制限等実質的な容積率規制がいろいろな形であって制約になってしまうからだ。

これを解決するには、次のようにしてはどうか。例えば、丸の内にマンションを建てたら、そこに建ち得たはずのオフィスの容積率は丸の内の他の敷地に転売していいことにする。そうすれば、丸の内全体ではオフィスの床面積がちゃんと担保されて、しかもマン

ションをつくる実質的な補助金がとれる。こういう都心居住が進む制度を地元が選択できるという仕組みというのにはあり得ると思う。

条件を満たしているのであればこの制度を選べることとして、そこを特区だとすれば、これもバーチャル的な特区になる。日本中そういうところに手を挙げさせる。あくまで主導するのは国であるが、選ぶのは地方だ、そういうことがあり得ると、お話を伺っていて思った。

○坂村委員 都市開発に関しては、工藤さんのおっしゃっているように、最初にビジョンがないとだめで、ビジョンがない都市開発というのは無理。

ただ、ビジョンも重要だけれども、ビジョンを強く出すと規制緩和ではなく、逆に規制になる場合もあり得る。例えば、青森では最近雪かきのお金が10年前に比べると2倍とも3倍ともいう。理由は何かというと、道がどんどん整備されてどこに住んでもいいとなっているから、山の上に3人しか住んでいないところも補助する。そういうのはもうやめろと逆に規制をかけて、コンパクトシティーにして中央に住まわせるようにしたら、雪かきしなくていいことになる。そうすると規制緩和ではない。

そういう意味でいくと、例えば都市部においてアメリカなどは、住居をつくらなかったらビル開発をさせないみたいな制度をつくっている。だから必ずオフィスがあると住居が入っている。

また、ロンドンが最近やろうとしているのは、低所得者のための住居を増やすために、そういう人たちが入れる家賃で貸すのだったら、今まで開発してはいけなかったところを開発していいとすること。

そういうビジョンをつくらないと地方の都市開発はよくなるなと思った。

○工藤委員 東京都も千代田区とかそれぞれの区が住居併用というのはやっているのだが、ものすごく小さい。だから目立ってこない。

タマゴかニワトリかと言うと、やっとな丸の内もきれいになったから住みたくなってきた。20年前に住もうという人はあまりいなかったと思う。今、住もうという人が増えてきて、丸の内あたりは不法自転車が多くて問題になっている。ということは、住んでいる人が近くにいるというふうになってきた。

ある中心部をマンハッタンのようにしたいと決めて、集中的に住宅をつくる。ただ家賃の問題があるから、おっしゃったようにインセンティブを与える何かをして家賃を下げて、いろいろな世代の人たちが住める。金持ちだけではなくて、ユニークな人たちが住めるようにするというようなことでやってみるとか、そういうことはすごく元気になるような気がする。

○坂村委員 今、高速道路の下とか東京都もやろうとしているけれども、ああいうところをとにかく何か条件をつけてどんどん開発させて、今まで国有地だからと言っていたところをどんどん開放するとか、そういうこともやればいいのかと思う。

そのためにはビジョン、どうしたいのかという設計図がいる。

○工藤委員 片方で、住居の場合で言うとストックの問題を抱えているので、どんどんつくれば良いというものではないのはわかっている。

ただ、いいものをつくることによって自然淘汰されていくという原理は生きると思っ
ている。やはり選ぶ時代である。例えば今の若い人は車を買わなくなった。でも家に対して、昔は郊外に行って一戸建てを持ちたいというビジョンだった。それが今、多分変わってきている。では今のビジョンは何なのかと言うと、ライフスタイルとかアフターファイブとか、みんな家庭を大切に、仕事が終わったらコンサートでも聞きに行きたいとか、そういうことが実現できる社会にやっとなってきたのだから、そういうビジョンのシナリオが、それぞれの都市とか地方でそれぞれなりにほしい。

○八田座長 ここでできることは一気呵成に急いでやらなければいけない。ということは、少数のことをやるということになるから、ここである程度選んでいくことになると思う。

そこで、今のバーチャルというコンセプトは非常に有効だと思う。

もう一つ、先ほどおっしゃったネガティブリスト、ポジティブリストの話。これは建築基準法の性能規制と仕様規制の関係に似ていると思う。90年代の前半までは、日本の建築基準法は、安全のためにこういう太さで柱をつくらないといけない、こういう材質でやらなければいけないという、要するに仕様規制だった。これはまさにポジティブリスト。それに対してアメリカがすごく文句を言って、うちは防火性能だってもっといいのを持っているが、日本の仕様には合わないで、性能規制にしてくれないかと言ってきた。例えば30分以内に燃え移らない、という性能で規定してくれれば、うちでその性能を超す製品を輸出できると言ってきた。そこで日本では、阪神大震災の後、建築基準法をがらっと変えて、性能規制にした。そこで認められた仕様はどんどん電話帳のようにつくっていくという、これはまさにさっきおっしゃったネガティブリストと精神は同じ。そんなことが1つのキーコンセプトになる。

それから、原さんがおっしゃった基本原則というのは非常に重要だろうと思う。これは恐らく、これまでのいろいろな経験から出てきたことで、大臣がおっしゃったことと密接に関連していると思うが、迅速化とか異次元とか、こういうこともこれから頭に置いていくべきではないかと思う。

今日、いろいろなコンセプトが出て、国家戦略特区のビジョンがある程度明らかになってきたと思う。しかし、農業について全く議論していないし、過疎地についてもそう。特区の選び方をどうしたらいいかということも議論していない。こういうことについて、もう一回ぐらい深めてから具体的な仕組みをつくっていくということではないかと思う。

○工藤委員 今の座長の発言に一つだけ反論しておく、今の仕様規定と性能規定が私の分野なのだが、すばらしい案だったはずなのに今どうなっているかという、仕様規定のリストにないものは使えなくなってしまっている。

○八田座長 性能規定でどんどん認めてもらえばいいではないか。

○工藤委員 それで今、私が、38条が持っていた判断を国交省と再検討しようとしていま

す。技術革新したものが使えなくなってしまう現在の打開に。

○新藤大臣 この国家戦略特区が、そもそもどういうことにすべきか、という議論を深めていったことは極めて重要。

そういうものが煮詰まれば、おのずとそれをどこから実現できるのかとかいうことになっていくわけで、ぜひこの議論はもう少し深めていただきたい。

まさに今までと次元の違う国家戦略の特区なので、進め方も次元の違うやり方でやった方がいいのではないかと思う。